

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会臨時職員等給与規程施行細則

(趣旨)

第1条 この施行細則は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会臨時職員等給与規程（以下「臨時職員等給与規程」という。）に基づき、臨時職員等の給与の支給に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(昇給等)

第2条 臨時職員等を昇給若しくは降給させる場合には、その職務、能力及び業績に応じ、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が決定する。

(臨時職員の給与及び手当)

第3条 臨時職員等の給与は次のとおりとする。給料は、月額又は時間給とし、会長が定める額とする。手当は、通勤手当、その他手当（予算で定める額）とする。

種類	単位	金額等
事務職員	時間	980円
訪問介護員	時間	1,080円
看護師	時間	1,225円
介護支援専門員	時間	1,225円
通所介護員	時間	1,050円
無資格介護員・介護補助員	時間	1,000円
児童センター厚生員・放課後児童支援員	時間	会長が別に定める
児童センター補助員	時間	会長が別に定める
チューリップの家生活支援員	時間	980円
用務員	時間	980円
業務補助職員	時間	960円
処遇改善に関する手当（該当職員）		国の制度の範囲内で 会長が認めた額
保健師・看護師手当（資格要件に携わる臨時職員）	月額	10,000円
主任介護支援専門員手当（ 〃 ）	月額	10,000円
介護支援専門員手当（ 〃 ）	月額	10,000円
社会福祉士手当（ 〃 ）	月額	10,000円
介護福祉士手当（ 〃 ）	月額	10,000円
精神保健福祉士手当（ 〃 ）	月額	10,000円
緊急電話所持手当（平日に所持する者）	日額	200円
緊急電話所持手当（平日以外に所持する者）	日額	500円
介護支援専門員業務手当（給付管理数38件以上の居宅介護支援事業所介護支援専門員及び給付管理数71件以上の地域包括支援センター介護支援専門員に翌月支給する。）	月額	10,000円

- 2 臨時職員の退職報償金は、勤続期間に応じ予算の範囲で支給するものとする。なお、相当する金額は毎年予算により積立をするものとする。  
報償金は、1年につき15,000円以内とする。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。